

研究支援員制度の利用申請・審査について

募集期間：令和5年8月23日（水）～令和5年9月13日（水） 13時30分

選考方法：書類審査および必要に応じてオンライン面接を実施

※面接を実施する場合は、9月26日頃までにメールで連絡予定

面接選考：令和5年9月27日（水）午後（該当者のみ実施）

利用期間：令和5年11月1日～令和6年3月31日

申請要件：本学に雇用される教員・研究員（常勤・非常勤は問わない。）又は日本学術振興会の特別研究員（PD/RPD）及び業務として研究に従事する技術職員であって、以下（１）～（６）のいずれかの要件に該当する者。

- （１） 出産を控え、母子手帳を取得していること。
- （２） 特別休暇（産前・産後）又は育児休業、介護休業を取得している、若しくは取得を予定していること。この場合、研究支援員の業務及び勤務の管理を行う教員（代理監督者）を置くこと及び、支援期間中の業務は、本制度を利用する研究者等（利用者）から研究支援員及び代理監督者に予め伝えることにより、研究支援員が利用者の直接指示がなくとも従事可能であることが確認できていること。
- （３） 小学校修了前の子を養育していること。
- （４） 要介護認定を受けている父母その他の親族を介護していること。
- （５） 不妊治療中であること。
- （６） （１）～（５）までに定めるもののほか、研究支援員からの研究支援を受けることが必要と認められる特段の事情を有すること。

必要書類：

◎ 技術職員確認様式（業務として研究に従事する技術職員のみ必須）

◎ 申請資格確認の必要書類（②は既に提出している場合は不要。③④⑤は該当する場合に必須。）

①申請要件（１）及び（２）の 出産・育児に該当する場合	・ 出産（予定）日を確認できる書類 （母子健康手帳の写し等）
②申請要件（３）に該当する場合	・ 子どもの居住地・年齢を証明できるもの （健康保険証、住民票の写し等）
③申請要件（２）及び（４）の 介護に該当する場合	・ 要介護又は要支援の認定を証明できるもの （介護保険被保険者証の写し等）
④申請要件（５）に該当する場合	・ 不妊治療を証明できるもの （不妊治療連絡カード等）
⑤その他、研究支援員制度による 支援の必要性を説明できるもの	・ 外部資金について研究期間・交付額が確認できるもの （申請書、研究計画調書、採択通知等） ・ 入院や疾病状況を証明又は説明できるもの （診療費の領収書の写し等） ・ 障害者手帳の写し 等

次項も記載がありますので、ご確認をお願いいたします。

申請方法：

学内者	申請	学内者用フォームから回答	R5/9/13 13:30迄 入力可能
※申請日時点で本学 教職員の方	書類の提出	上記フォームからデータのアップロードにより提出する	R5/9/13 13:30迄 入力可能
学外者	申請	学外者用フォームから回答	R5/9/13 13:30迄 入力可能
※申請日時点で本学 着任前の方	書類の提出	郵送で提出	R5/9/13 13:30 必着

《注意》

※令和5年9月13日（水）13時31分以降は申請フォームが閉じるため、入力内容を送信できません。期日に余裕をもってご対応いただきますようお願いいたします。

※申請時点で本学の教職員の方と本学着任前の方で入力フォームが異なります。

回答するフォームをご確認ください。

※フォームからの回答は、途中で保存ができませんので、HPに掲載している設問を事前にご確認ください。

必要書類の提出方法：

【学内者】※申請日時点で本学教職員の方

「学内申請者用入力フォーム」から、必要書類のデータ（PDF, JPEG, 写真画像等）をアップロードできます。

【学外者】※申請日時点で本学着任前の方（※メールによる提出は受付しておりません）

「学外申請者用入力フォーム」から回答のうえ、必要書類を上記期限必着で郵送してください。

【学外者用 提出書類送付先】

〒565-0871 吹田市山田丘 1-1 大阪大学企画部ダイバーシティ推進課企画係（研究支援員制度担当） 宛

申請後について：

R5. 9. 13～ ダイバーシティ&インクルージョンセンターにて書類選考

R5. 9. 27 午後 必要に応じてオンライン面接を実施します。

R5. 9. 26 頃までに面接実施予定の方にのみメールで連絡します。

R5. 9. 29 頃 選考結果通知

採択された申請者における研究支援員制度の雇用条件（※）に沿った研究支援員の候補者の選考・面接を経て、企画部ダイバーシティ推進課企画係が研究支援員の雇用手続を実施

R5. 11. 1～ 研究支援員による支援の開始

但し、令和5年10月6日（金）迄に研究支援員の候補者が見つからない場合は、支援開始時期が遅れます。

※以下に該当する場合、研究支援員として雇用できません。

1. 研究支援員として雇用する期間に、他部局で「教職員の職名及び職務内容等に関する要項」の別表第1、別表第2及び別表第3に記載される職名で雇用される者（アルバイト・TA・RA・TFは兼務可）
2. 本学での雇用が通算5年に達する者

以上